

断熱・耐震・バリアフリー

住宅改修に助成しています

省エネルギー住宅改修事業

窓の断熱、壁、天井の断熱改修に



対象者	町内にお住まいの個人(転入予定者も含みます)で、一般住宅(店舗等との兼用住宅も 含みます)の建築年数が補助金交付申請時で10年以上経過している方
対象経費	窓の断熱改修工事、または窓の断熱改修工事と併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事 ※改修部分がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること ※産業廃棄物処理費や家電製品・家具などの購入費は対象経費から除きます
助成金額	補助対象経費の2分の1以内(上限は15万円)
助成期限	平成27年3月31日まで
問合せ先	総務課まちづくり推進係 (電話32-2421)

既存住宅耐震診断・耐震改修事業

地震の被害を未然に防ぐためし



区分	耐 震 診 断	耐 震 改 修
対象者	町内にお住まいの個人(転入予定者も含む) 造住宅の耐震診断、耐震改修を行う方	で、昭和56年5月31日以前に着工された木
対象経費	耐震診断員の耐震診断に要する経費	耐震改修に要する経費
助成金額	対象経費の2分の1 (上限は5万円)	対象経費の2分の1(上限は50万円) ただし、所得税の控除額を差し引きます。
助成期限	平成27年3月31日まで	
問合せ先	建設課管理係 (電話32-2424)	

ふれ愛住宅補助事業

身体的制約のあるかたが 快適に生活するための住宅改修に



対象者	町内にお住まいの日常の在宅生活を維持するために、住宅改修が適当と認められるかた	
対象経費	玄関、廊下、トイレ、浴室等の拡張、段差解消、手すり設置、床材の変更などが住宅で快適な生活ができるように、住宅改修にかかる費用の一部を補助	
助成金額	・限度額450,000円(所得により40%から90%を補助) ・・・介助が必要な65歳以上のかた ・限度額150,000円(事業費の2分の1以内)・・・年齢要件なし	
助成期限	平成27年3月31日まで	
問合せ先	保健福祉課福祉係 (電話32-2000)	